

議案第 9 号

北本市都市計画審議会条例及び北本市子ども・子育て会議条例の一部改正について

北本市都市計画審議会条例及び北本市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画審議会条例及び北本市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(北本市都市計画審議会条例の一部改正)

第 1 条 北本市都市計画審議会条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市整備部都市計画政策課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

(北本市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 2 条 北本市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「福祉部保育課」を「こども健康部保育課」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。